２高福第８３８号

令和２年８月２５日

　各高齢者施設等管理者様

愛知県福祉局長

（公印省略）

　　　高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

　　　（通知）

　高齢者施設等におかれましては、これまでも感染拡大防止策を講じたうえで、事業を継続していただいており、感謝申し上げます。

　愛知県内においては、７月１５日に１６人の感染者を出して以降、急激に増加を続け、7月３１日には過去最多の１９３人に達するなど極めて厳しい状況が続いたことから、８月６日に「愛知県緊急事態宣言」を発出したところであります。そのような中で、高齢者施設等におきましても多数の施設・事業所において感染者が確認されており、感染拡大初期の７月は、20歳代、30歳代の若い職員等が単独で確認がされる事案が中心であったものが、８月に入ってからは、利用者である高齢者を含む複数人が感染する事案が多数発生しており、クラスターと認定された事案も発生しております。

　各施設等におかれましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」（令和２年4月７日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）に基づき、日々、感染防止対策に御尽力いただいているところですが、感染した場合の重症化リスクが高い高齢者の方々の支援を担っていただいていることを踏まえ、緊急事態宣言は解除されたところではありますが、再度、施設等における感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

　なお、施設における感染対策の実施にあたっては、「高齢者介護施設における感染対策（一般社団法人日本環境感染学会）」に示すポイント（別紙）を参考にしてください。

　おって、施設等において、感染者が発生し、マスク、ガウン等の衛生資材の不足が見込まれる場合にあっては、別途、県から提供可能であることを申し添えます。

担当　高齢福祉課施設グループ

電話　０５２－９５４－６２８７

担当　高齢福祉課介護保険指定・指導グループ

電話　０５２－９５４－６２８９

別紙

○自分が感染しない、人にうつさないための対策

　１　手指衛生の励行

　２　個人防護具の着用

　　・マスクの常時着用

　　・ゴーグル、フェイスシールド、手袋、エプロンの着用

○施設に持ち込まないための工夫と対策

　３　面会や施設内外のプログラムの制限や休止

　４　職員の健康管理

　　・発熱や感冒様症状などの体調不良者の把握

　　・体調不良時には休む

○拡げないための工夫と対策

　５　入所者・デイケアの健康管理

　　・発熱や感冒様症状などの体調不良者の把握

　６　定期的な換気

　７　環境・器材消毒

　　・ドアの取っ手など共有部分、器具のアルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

　８　配膳や給食、リネン管理

　　・発熱者や検査中の方の個室での提供

　　・食堂でとる際には換気に留意し間隔を空ける

　　・食器やリネン類の消毒、ハンカチやタオル類の共有を避ける